

静医発第 1081 号
令和 2 年 8 月 11 日

郡市医師会長様

一般社団法人静岡県医師会
会長 紀平 幸一



新型コロナウイルス感染症対策 医療機関向けガイドラインの策定並びに
新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関「みんなで安心マーク」の発行
について

今般、日本医師会長より、新型コロナウイルス感染症対策に特に重要な取組について取りまとめた医療機関向けガイドラインを策定し、内閣官房の業種別ガイドラインに登録したこと(別添1)、また、同感染症が拡大する中、医療機関の院内感染対策の取組を国民に分かりやすく伝え、医療機関に安心して受診していただくことを目的とした「みんなで安心マーク」を発行した(別添2)として、本会宛て通知がありましたのでお知らせいたします。

「みんなで安心マーク」は、上記ガイドラインに記載されたチェックリストのすべての項目を実践していることを医療機関がオンラインで申請し、発行することとしております。また、マークを発行した医療機関のリストは、日本医師会ホームページに掲載されます。

マークの発行については、下記URLより可能となりますが、具体的な発行までの流れ等については、改めて通知される予定です。

また、同マークとチェックリストは医療機関に掲示可能ですが、医療法上の医療広告としての取扱いの特例的対応については、別途ご通知いたします(同年8月11日付け静医発第1082号)。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へのご周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本マークは、日本医師会会員・非会員問わず発行できますことを申し添えます。

○日本医師会「みんなで安心マーク」URL

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009500.html



日医発第 603 号 (健Ⅱ240)
令和 2 年 8 月 7 日

都道府県医師会 会長殿
郡市区医師会 会長殿

日本医師会会長
中 川 俊 男



新型コロナウイルス感染症対策 医療機関向けガイドラインの策定並びに
新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関
「みんなで安心マーク」の発行について

貴会におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応について、多大なるご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

医療法において、全ての医療機関に院内感染対策のための体制確保が義務付けられているところですが、今般、日本医師会では新型コロナウイルス感染症対策に特に重要な取組について取りまとめた医療機関向けガイドラインを策定し、内閣官房の業種別ガイドラインに登録いたしましたのでご連絡申し上げます（別添 1）。

また、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、医療機関の院内感染対策の取組を国民に分かりやすく伝え、医療機関に安心して受診していただくことを目的とした「みんなで安心マーク」を発行することといたしましたのでお知らせいたします。（別添 2）

「みんなで安心マーク」は、上記ガイドラインに記載されたチェックリスト（協力：厚生労働省）の全ての項目を実践していることを医療機関がオンラインで申請し、発行することとしています。なお、発行は日医会員・非会員を問いません。マークを発行した医療機関のリストは、本会ホームページに掲載します。

「みんなで安心マーク」は下記 URL より発行が可能です。具体的な発行までの流れ等については、改めてご連絡申し上げます。

「みんなで安心マーク」とチェックリストは医療機関に掲示いただけますが、医療法上の医療広告としての取扱いの特例的対応については、別途ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、会員並びに、関係医療機関等に対する周知協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

日本医師会「みんなで安心マーク」URL

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009500.html

※日医会員以外の方向けシステムは改修完了次第速やかに開始

新型コロナウイルス感染症対策 医療機関向けガイドライン

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症は、今般、国際的に大きな広がりを見せており、下記の特徴を有するとされています。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。また、発症前 2 日の者や無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。
- ・ 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は 1 -14 日（一般的には約 5 - 6 日）とされています。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が 1 週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）や強い味覚・嗅覚障害を訴える人が多いことが報告されています。
- ・ 罹患しても約 8 割は軽症で経過し、また、感染者の 8 割は人への感染はないと報告されています。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されています。
- ・ 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されています。
- ・ 日本における報告（令和 2 年 4 月 30 日公表）では、症例の大部分は 20 歳以上、重症化の割合は 7.7%、致死率は 2.5%であり、60 歳以上の者及び男性における重症化する割合及び致死率が高いと報告されています。

2. 我が国の状況

我が国においては、2020 年 1 月 15 日に最初の感染者が確認されて以降、2020 年 7 月 21 日時点で合計 26,303 人の感染者、合計 989 人の死亡者を認めています。危機管理上重大な課題であることは明白で、政府からは 2020 年 4 月 7 日に緊急事態宣言が出され、国民に不要不急の外出が要請されるなど、過去に類例がない対策がとられました。その後、感染者数の減少が見られ、2020 年 5 月 25 日には緊急事態宣言の解除が宣言されています。

しかし、2020年7月頃から、感染者数の再度の大きな波の兆しが見られています。日本医師会においては、2020年7月15日には「対策再強化宣言」を出し、感染防止対策の再度の徹底を呼びかけたところです。

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

(令和2年7月22日18時時点)
 【注1】テレーサー職、クルーズ船乗客は除く
 【注2】医療機関からの調出情報との実合前



注: 厚生労働省が把握した情報の積み上げに基づき作成しており、再感染者については、新たな発症として集計しているため、総数は現在当省HPで公表されている各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げた陽性者数とは一致しない。

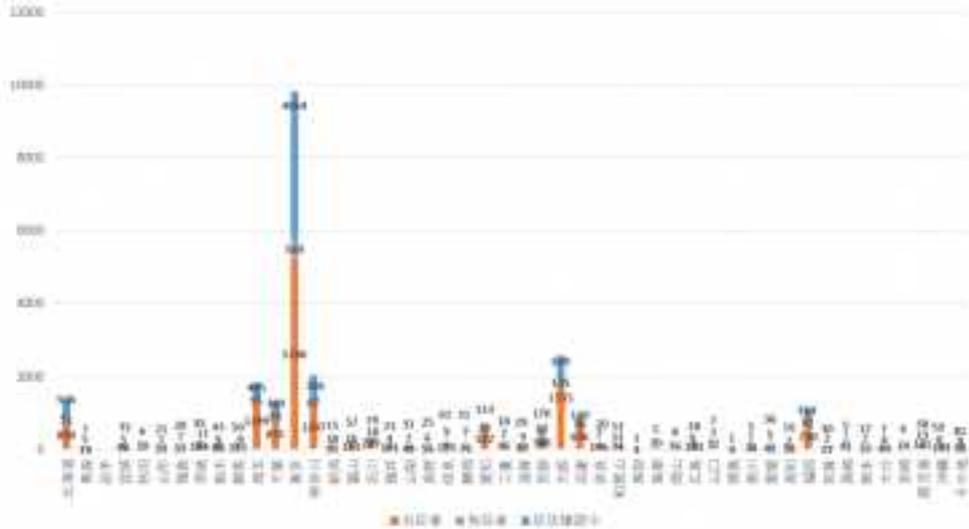
厚生労働省 HP より (<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000651933.pdf>)

このように、新型コロナウイルス感染症の拡大と収束が反復する中で、社会全体で、「新型コロナウイルス感染症との共存」を目指していくことが必要とされ、医療機関においても、院内感染対策の取組を強化・促進していくことが求められています。

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

令和2年7月22日18時時点

都道府県別人数



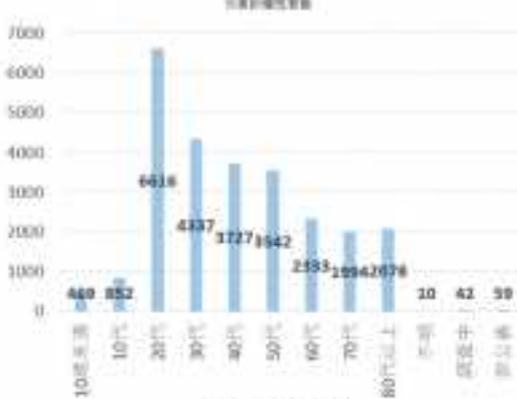
※東京都から軽一中等症になった者 220名(+4名) (7月18日との比較)
 ※日本国籍が確認されている者 9,000名(+529名)
 ※外国籍が確認されている者 307名(+20名) (7月18日との比較)
 ※その他は、長崎県のクルーズ船における陽性者数

注：厚生労働省が把握した数値の積み上げに基づき作成しており、再陽性者については、新たな発症として集計しているため、総数は現在当省HPで公表されている各自治体がウェブサイトで公表している数値を積み上げた陽性者数とは一致しない。

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

令和2年7月22日18時時点

年齢階級別陽性者数



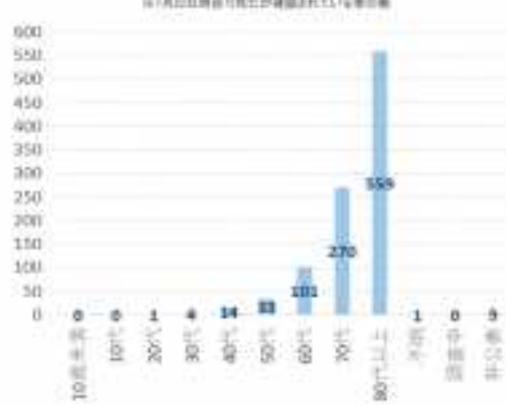
重症者割合 (%)

年齢	重症者割合 (%)
全体	1.1
20歳未満	0.0
20代	0.0
30代	0.0
40代	0.2
50代	0.2
60代	0.7
70代	0.4
80代以上	0.9

【重症者割合】
 年齢階級別にみた重症者数の入院治療等を要する者に対する割合

注：これらの分析は年齢階級や入院状況など陽性者の個別の状況について、都道府県等から届着が情報を得られたものを集計しており、総数は現在当省HPで公表されている各自治体がウェブサイトで公表している数値を積み上げた陽性者数・死亡者数・重症者数とは一致しない。

年齢階級別死亡者数



死亡率 (%)

年齢	死亡率 (%)
全体	3.8
20歳未満	0.0
20代	0.0
30代	0.0
40代	0.1
50代	0.4
60代	0.9
70代	4.3
80代以上	16.9

【死亡率】
 年齢階級別にみた死亡者数の陽性者数に対する割合

厚生労働省 HP より (<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000651933.pdf>)

3. 医療機関における感染対策

医療機関における院内感染対策ですが、平成 18 年 6 月（平成 19 年 4 月施行）に医療法が改正され、医療施設内における医療安全管理の義務化、医療機関等の管理者に院内感染対策のための体制確保が義務付けられたことにより、全ての病院、診療所において院内感染対策が実施されています。

新型コロナウイルス感染症の感染経路はこれまでの感染症で想定し得ないものではないという点で、院内感染対策についても、これまでの取組と全く違った新たな取組を求められている訳ではありません。しかし、感染が拡大している状況においては、全ての医療機関で、本人が感染に気付いていない新型コロナウイルス感染者が受診する可能性があることから、院内感染対策の特に重要な点について、改めてチェックする必要があります。

また、「新型コロナウイルス感染症との共存」する社会においては、医療機関それぞれの取組を国民に分かりやすく伝えることも重要です。国民に院内感染対策の取組を分かりやすく伝えることができなければ、国民が医療機関における感染を恐れるあまり過剰な受診控えが生じ、結果として、国民が適切な医療を受ける機会を失うことになります。

日本医師会はこの考えで、今般の状況を踏まえ、医療機関が改めてチェックする項目の指針を示すため、チェックリストを作成しました（次頁に掲載）。医療機関それぞれが取組を再点検するためにご活用ください。

なお、日本医師会のホームページを通じて認証を取得し、国民に分かりやすい「みんなで安心マーク」を掲示することが可能です。詳細は以下のHPをご覧ください。

<http://www.med.or.jp/>

また、院内感染対策については、日本医師会ホームページに資料を掲載しています。必要に応じてこれらについてもご参照ください。

医療機関等における新型コロナウイルス感染症対策 チェックリスト

1. 職員に対して、サージカルマスクの着用、手指衛生が適切に実施されている。
2. 職員に対して、毎日（朝、夕）の検温等の健康管理を適切に実施している。
3. 職員が身体の不調を訴えた場合に適切な対応を講じている。
4. 患者、取引業者等に対して、マスクの着用、手指衛生の適切な実施を指導している。
5. 発熱患者への対応として、事前に電話での受診相談を行う、または対応できる医療機関へ紹介する等の対策を講じている。また、発熱患者を診察する場合には、時間的または空間的に動線を分けるなどの対策を講じている。
6. 受付における感染予防策（遮蔽物の設置等）を講じている。
7. 患者間が一定の距離が保てるよう必要な措置を講じている。
8. 共用部分、共有物等の消毒、換気等を適時、適切に実施している。
9. マスク等を廃棄する際の適切な方法を講じている。

4. 認証の仕組み

- 医療機関が感染拡大防止のために実践すべき取組を具体的に示したチェックリストを作成し、ホームページ上で運用を開始
- 医療機関がチェックリストの全ての項目をチェック・実践し、WEB上で申請することで、「みんなで安心マーク」をオンラインで発行
- 医療機関は「みんなで安心マーク」を医療機関に掲示し、感染防止対策を適切に実施していることを宣言
- 国民の皆様は、「みんなで安心マーク」により、安心して医療機関に来院できるとともに「みんなで安心マーク」に印刷されているQRコード¹をスマートフォンなどで読み取ることで、本ガイドラインの他、日本医師会の新型コロナウイルス感染症等に係る感染防止対策等の確認が可能

医療機関向け「みんなで安心マーク」



5. 参考資料

- 『新型コロナウイルス感染症 外来診療ガイド』（日本医師会）
https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html
- 『新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き』（日本医師会）
https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html
- 『新型コロナウイルス感染症に対する感染管理』（国立感染症研究所、国立国際医療研究センター）
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>
- 『医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド』（日本環境感染学会）
<http://www.kankyokansen.org/>

¹ QRコードという名称は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

SAMPLE

No. 0000001321

感染症対策実施 医療機関



日本医師会
公式キャラクター
「日医君」

当院は新型コロナウイルス感染症対策
チェックリスト*に沿った
対策を実施しております。

詳しくはこちら



日本医師会
Japan Medical Association

※協力：厚生労働省

SAMPLE 医療機関



院内における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

- 職員に対して、サージカルマスクの着用、手指衛生を適切に実施しています。
- 職員に対して、毎日(朝、夕)の検温等の健康管理を適切に実施しています。
- 職員が身体の不調を訴えた場合に適切な対応を講じています。
- 患者、取引業者等に対して、マスクの着用、手指衛生の適切な実施を指導しています。
- 発熱患者への対応として、事前に電話での受診相談を行う、または対応できる医療機関へ紹介する等の対策を講じています。また、発熱患者を診察する場合には、時間的または空間的に動線を分けるなどの対策を講じています。
- 受付における感染予防策(遮蔽物の設置等)を講じています。
- 患者間が一定の距離が保てるよう必要な措置を講じています。
- 共用部分、共有物等の消毒、換気等を適時、適切に実施しています。
- マスク等を廃棄する際の適切な方法を講じています。



新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関 「みんなで安心マーク」事業について

<趣旨>

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、医療機関はこれまで以上に感染防止対策に取り組んでいるところですが、これまで通院されていた方、生活様式が大きく変化し不調を来した方が感染リスクを恐れて、医療機関への受診を控えたり、先延ばしするといった現状があります。

また、お子さんの感染を心配して、予防接種を控えたり、健康診断を取りやめている方も少なくありません。

このままでは、日本の医療の良さである病気の早期発見、早期予防にも支障を来し、国民の皆様の健康にも深刻な影響を与えかねません。

このような状況に鑑み、日本医師会では、患者さんが安心して医療機関に来院できるよう、感染防止対策を徹底している医療機関に対して、『新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関「みんなで安心マーク」』を発行することといたしました。

<概要>

本マークは、患者さんに対して医療機関が感染防止対策に取り組んでいることを示すための掲示用としてご活用いただけます。

本マークは、日医ホームページから、医療機関が感染防止対策セルフチェックリストの全ての項目を実践していることを回答した場合に発行します。

チェックリストは、本マークとともに医療機関に掲示いただくことを条件としているため、チェックリストの内容は、患者さん等にわかりやすく、全ての医療機関に共通する特に重要な項目としています。

本マークを発行した医療機関のリストは日本医師会ホームページに掲載します。

また、本マークの発行対象は医師会員に限定しません。

<留意事項>

- ・本マークは、医療機関は感染防止対策に取り組むについて、日本医師会が作成するセルフチェックリストの全てを実践していることを申請することにより発行し、医療機関が自主的に掲示するものです。
- ・発行した本マークの改変等を禁止します。
- ・本マークを発行した医療機関に対して日本医師会から確認等をさせていただく場合があります。また、申請内容に虚偽があった場合や日本医師会が不適切と判断した場合は本マークの廃棄・撤去を命じることもあります。
- ・本マークの利用によって生じたトラブルその他損害について、日本医師会は責任を負いません。